

平成 25 年度税制改正に関する意見

平成 24 年 7 月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会 長 友 野 宏

平成 25 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあるものの、企業は、国内市場の縮小という極めて深刻な状況に直面しており、雇用情勢の厳しさも依然として継続している。とりわけ、わが国製造業は、国際的に高い法人実効税率をはじめとする税制、歴史的な円高、環境や労働に係る規制などの多重苦により、国際競争において諸外国よりも著しく不利な条件下に置かれており、こうした状況を看過すれば、国内における生産活動を維持していくことが早晩困難になるとの危機感を強く持っている。

経済のグローバル化が進展する中、近隣アジア諸国や欧米諸国では、法人実効税率の引下げのみならず、研究開発をはじめとしたさまざまな分野において企業に対する支援策を講じており、わが国製造業は立地競争力を失い、産業の空洞化を進行させる大きな要因となっている。国際競争市場におけるイコルフッティングの観点から、税制等の企業活動のための基盤整備を進めることで、経済成長の源泉である企業活動を支え、成長戦略により、将来にわたり研究・製品開発拠点、高度な部材・製品製造拠点として存続する「強い経済」を実現する必要がある。

一方、わが国財政は国および地方を合わせた長期債務残高がGDPのおよそ2倍に達し、極めて深刻な状態にある。景気の停滞により税収が落ち込む中、少子高齢化の進展による社会保障費の自然増は不可避であることから一刻も早い財政の健全化が求められている。活力にあふれ、持続可能で安心な社会経済の実現のため、給付の効率化・重点化による社会保障制度改革と、安定財源である消費税の拡充を含めた税制抜本改革からなる社会保障・税の一体改革により、徹底した歳出削減に基づいた財政再建が早期に実行されることが不可欠である。

「強い経済」を実現する成長戦略と財政再建の確立という中長期的な観点を踏まえ、国際競争におけるイコルフッティングの環境を整えるための大きな前提として、平成 25 年度税制改正においては以下の事項を要望する。

《重点要望項目》

国際競争力の強化、産業空洞化の防止、国内雇用の維持・拡大に資する税制インフラの整備という観点から以下の項目を特に強く要望する。

○ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じ

て課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のため企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。

さらに、設備から生み出される所得に課税されると同時に、所得を生み出す設備そのものにも課税されるという二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重しているという課税の公平性の問題や、社会保障関係の割合が高まった行政サービスと設備保有の対応関係が希薄化しているという地方税における受益と負担の対応関係の問題等、制度上、多くの課題を内包している。

そもそも償却資産を課税客体とした制度創設の主旨の一つとして、終戦後のインフレ時に、企業が減価償却額を増加させることで課税所得の減少を意図した、過大な資産再評価を抑制する目的があったといわれているが、今日、その主旨は根拠を失っている。

このように償却資産に対する固定資産税には多くの問題があり、廃止すべきである。

少なくとも、国内生産拠点および雇用の維持という観点から、国内における設備の更新投資を促すため、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

○ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。一方、主要諸国においては、30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国の制度を上回る促進措置が講じられている点に留意すべきである。

わが国においても、企業の研究開発活動を支援するために、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長、繰越控除要件の緩和等、制度を拡充し、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

○ 地球温暖化対策のための税の見直し

「地球温暖化対策のための税」については、本年10月1日から施行されることとなったが、現在、国民的議論が行われている「革新的エネルギー・環境戦略」の決定を踏まえ、同戦略を推進する手段としての当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセス

が不可欠である。

また、今夏を含めた短期的なエネルギー政策においては、低廉で安定的な電力を確保することが最優先課題であるものの、現在、殆どの原子力発電が停止状態にある中、昨年にも増して、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、エネルギー政策として、石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況にある。

こうした状況下、化石燃料への更なる課税は、ただでさえ、火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買取制度等により電気料金の上昇が懸念される中、その傾向に拍車をかけるものであり、結果として、震災復興、経済回復への足かせとなることから、地球温暖化対策のための税の廃止、または税率引き上げに当たっての弾力的な対応等、抜本的な見直しが不可欠である。

○ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

本年3月30日に成立した「平成24年度税制改正法案(「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」)」では、原料炭免税の適用期限について、従来の2年毎から、「適用期限について、当分の間、延長する。」とされ、本来あるべき姿に向けて一定の前進は見られた。

「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとなるものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

○ 法人実効税率のさらなる引下げ

わが国の法人実効税率は約35%に引下げられたものの、諸外国に比べ依然として高水準にとどまっている。一方、わが国とともに世界で最も法人実効税率が高いとされていた米国においても、大幅な法人税率引下げの動きが出てきている。こうした状況を踏まえ、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である20%台も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%を目途とした引下げを早急に実現する必要がある。

その際、わが国において深刻化している産業空洞化を未然に防止するという観点から、復興増税期間終了後の平成27年度にすみやかに実効税率の引下げを実現できるよう、ただちに法人課税のあり方に関する検討に着手し、道筋を示すべきである。

《その他の要望項目》

○ 地震・津波等への対策を促進する税制措置の拡充

東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっており、こうした状況を受けて平成 23 年度には津波対策に資する防潮堤や津波避難施設等に対する固定資産税の軽減措置が期限付きで創設された。企業が行う地震・津波等に対する災害・減災対策強化の効果は周辺地域の防災機能の強化にもつながることから、今後、企業が自ら立案した計画に基づいて行う防災・減災対策に対して、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置が受けられるよう、措置の拡充および適用条件を緩和する等の促進策を講ずるべきである。

○ 非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により、負担水準 60%まで引下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。

こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の均衡化、適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 国際課税制度の更なる改善

企業の健全な海外事業展開を促進、円滑化し、海外の活力を取り込むというわが国の成長戦略を踏まえ、一層の国際課税制度の改善、とりわけ国際的二重課税の排除のため以下を要望する。

・ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないように、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率 50%以上から 50%超に見直す必要がある。

・ 外国税額控除制度の拡充

持ち分 25%以上の海外子会社からの配当については益金不算入制度が整備されているものの、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→9年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

・ 特別法人税の廃止

年金税制の基本原則は拠出時および運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は平成 11 年度から適用が停止されており、速やかに撤廃すべきである。

・ 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられており、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型については、拠出限度額を撤廃すべきである。

○ 受取配当の全額益金不算入の徹底

法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、二重課税排除が徹底されていない。企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

○ 欠損金の繰戻し還付不適用措置の撤廃

欠損金の繰戻し還付制度については、財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。本制度は、欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

- ・ 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入
- ・ 消費税の一定以上の課税売上割合に対する課税仕入れ等の税額の全額控除の復活
- ・ 印紙税の廃止
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の特例の延長
- ・ 社会保障・税に係る番号制度の着実かつ効率的な導入
- ・ 振替社債の利子等の非居住者および外国法人に対する非課税措置の恒久化
- ・ 日本貿易保険の特殊会社化に伴う法人税等の非課税措置

以上